

口蹄疫発生からの取り組み状況

日付	取り組み (赤：国・県・近隣市町村 黒：町)	土屋町長の動き
4.20	<p>県が「都農町で口蹄疫の疑いあり」と記者発表。 児湯農林振興局にて 20 km圏内告示。県内 4 か所にて消毒開始。 消毒ポイント動員体制準備、三納代地区(児湯養鶏跡地)県搬出制限区域消毒ポイントの設置。</p>	4.20 情報収集。畜産農家への消毒薬配布と消毒の徹底を指示。
4.21	<p>川南町でも感染疑い確認。 町議会説明(経過報告)。</p>	
4.23	<p>新富町口蹄疫対策連絡室を設置。</p>	4.23 口蹄疫対策連絡室(副町長、総務課、農業振興課)の設置を指示。
4.24	<p>防疫マニュアル作成(消毒の徹底)。</p>	
4.25	<p>県が県外家畜防疫員の派遣を要請。</p>	
4.26	<p>代表区長会へ経過報告。</p>	
4.27	<p>新富町口蹄疫対策本部を設置。 各農家に消毒液配布(1回目)。</p>	4.27 新富町口蹄疫対策本部設置を指示。
4.29	<p>県と東児湯 5 町の口蹄疫対策会議。</p>	4.28 知事の新田原基地敷地を埋却地の候補とする発言について県に強く抗議する。
5.1	<p>県が自衛隊に災害派遣要請。</p>	5.1 知事が新田原基地敷地を埋却地の候補とする発言について説明のため来庁。知事に、町外からの疑似患畜の搬入は絶対に認められないと強く訴える。
5.2	<p>各農家に消毒液配布(2回目)。</p>	
5.3	<p>搬出制限区域の変更。</p>	
5.4	<p>搬出制限区域の変更に伴い三納代消毒ポイントを新富町自主消毒ポイントに変更。</p>	
5.6	<p>農林水産省の小委員会が「人や車両の移動でウイルスが拡散」との見方を示す。</p>	
5.8	<p>県が県外に獣医師の派遣増員を要請。 新富町自主消毒ポイントの設置。(農機具センター)</p>	
5.10	<p>赤松農林水産大臣(当時)来県。国が処分家畜を全額補償すると明言。 お知らせ版に「口蹄疫の防疫対策にご協力を!」「町民の皆さまへ口蹄疫のまん延防止のために」を配布。</p>	
5.11	<p>県・3市5町首長合同会議。</p>	
5.12	<p>臨時議会(経過報告・口蹄疫対策補正予算)</p>	
5.13	<p>区長会へ経過報告。</p>	
5.14	<p>高鍋町でも感染疑い確認。 新富町自主消毒ポイントの設置(追分)。</p>	
5.16	<p>【新富1例目発生】発生地区周辺消毒ポイント設置、交通規制開始。 新富町口蹄疫対策本部会議。 ・職員を招集。通行止め及び消毒開始。 ・発生地区にて現地説明会開催。 ・臨時区長会を開催し経過報告。 ・殺処分の承諾を受け、掘削を開始。</p>	5.16 埋却地確保と早急な防疫措置を指示(24時間以内に埋却完了)。
5.17	<p>政府が全閣僚による対策本部を設置。宮崎県庁にも現地対策本部(本部長：山田農林水産副大臣(当時))を設置。 【新富2例目発生】発生地区周辺消毒ポイント設置、交通規制開始。</p>	5.17 県農政水産部長に新富町における口蹄疫対策体制づくりを要望。(5.20に県現地対策本部が設置される)
5.18	<p>知事が県内全域に非常事態宣言。農林水産省小委員会はワクチン接種を提言。 【新富3・4例目発生】発生地区周辺消毒ポイント設置、交通規制開始。</p>	5.18 農林水産副大臣に感染拡大阻止を強く要望。
5.19	<p>県と3市6町口蹄疫対策会議。 西都・東児湯市町長・農協対策会議。</p>	5.19 防災無線で町民に消毒の徹底するよう放送。



新富町口蹄疫対策本部会議